平成２１年（フ）第１３１１号
京都市北区上賀茂朝露ケ原町27番地２　アクアフォーレ206
債務者　金谷　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４０号
京都府八幡市八幡小松52番地の24―28―2805
債務者　山岡伊三己
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５５号
京都市山科区音羽千本町18番地の１　市住２棟205
債務者　田中　　亨
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６５号
京都市伏見区淀樋爪町446番地５沖田ビルセンチュリー23―413号
債務者　原　　絵美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８０号
京都市伏見区桃山南大島町１番地４　桃山南団地45棟402号
債務者　石本ことＴこと　石本　俊章
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８１号
京都市伏見区桃山南大島町１番地４　桃山南団地45棟402号
債務者　石本　千鶴
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０４号
京都市北区西賀茂鹿ノ下町76番地
債務者　川中ひとみ
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２２号
京都市北区西賀茂鹿ノ下町76番地
債務者　川中　麻里
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４７号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地13棟505号
債務者　廣瀬　尚徳
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７８号
京都市伏見区石田森西１番地　いわたの森市営住宅１―501
債務者　櫻田　理絵
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０７号
京都市上京区河原町通荒神口下る上生洲町214番地　近江屋ビル404号
債務者　友田　桂三
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６２７号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目29番１号
債務者　西浦　義藏
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５６号
兵庫県西宮市東町１丁目７番９号
債務者　植田　弘次
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６８２号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目24番20―112号
債務者　谷工業こと　谷　　浩行
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６９１号
兵庫県西宮市甲子園浜田町６番４号
債務者　田中里英子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７０２号
兵庫県芦屋市高浜町８番１―444号
債務者　蟹澤　　優
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１７４号
鳥取県米子市錦町１丁目116番地８
債務者　牧野さゆみ
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで　鳥取地方裁判所米子支部